

## よくあるご質問

Q. 新聞、テレビ、雑誌など報道目的で  
使用したいのですが、申請は必要です  
か？

A. デザインを変更されずに使用される  
場合は申請の必要はありません。ただ  
し、一度ご連絡ください。使用目的や  
使用形態などお伺いします。

※その他同様に申請の一部を省略できる方

自治会、PTA、ボランティア、出版社、旅行会社、市の行政委員会

問合せ 砺波市商工観光課 ☎0763-33-1111 (内線405)

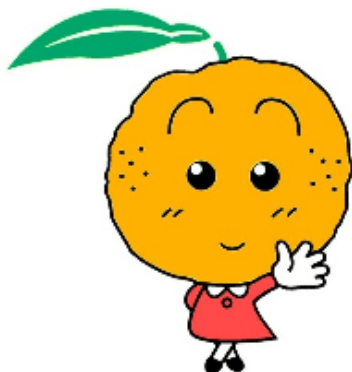


Q. 企業での使用は可能ですか？

A. 企業での申請であっても、市の  
PRに関する協働事業ととらえ積  
極的に推進します。ぜひご利用く  
ださい。

Q. キャラクターの動きや表情  
を変えて使用できますか？

A. 加工編集での使用も可能で  
す。その際、使用についての  
確認や修正作業などで、時間  
を要する場合もございます。  
許可までに長めの期間を想定  
ください。



Q. 料金はかかりますか？

A. 無料です。

**Q.申請書にはなにを添付すればいいですか？**

**A.** ①キャラクターの使用目的及び使用形態が分かる書類

②事業に関するパンフレット、チラシ

※成果品のイメージなどのわかるものが必要になります。

作成中のものなど写真やイメージデータなどでも結構です。

※食品関係の場合、食品衛生法による許可の写しが必要です。

問合先 砺波市商工観光課 ☎0763-33-1111 (内線405)